

6月第2週（6月2日から6月8日）は **危険物安全週間** です

この機会を通じて、危険物の貯蔵又は取扱いに従事する人をはじめ、一般家庭においても危険物に対する理解を深め、事故を起こさないよう正しい取扱いや保管に努めましょう。

危険物の安全な保管・取扱いのポイント

- ①保管・取扱い場所では火気を使用しない。
- ②容器は適切なものを使用する。
- ③周囲は常に整理整頓し、不要なものを置かない。
- ④容器は転倒、転落しないようにする。
- ⑤高温になる場所に置かない。
- ⑥スプレー類は火炎に向けて噴射しない。
- ⑦使用前に注意事項をよく読み正しく取扱う。



「無事故への 構え一分の 隙も無く」 ～令和元年度危険物安全週間推進標語～

問い合わせ先 消防本部予防課【☎0837(52)2286】

6月は住環境衛生推進月間です 環境衛生に注意して快適な生活を!

問い合わせ先 生活環境課【☎0837(53)1090】

ねずみ・衛生害虫などの
生活環境への侵入を防ぎ、
駆除に努めま
しょう



ゴキブリを始めとした衛生害虫は、気温の上昇とともに、活動が活発になり、存在自体が不快感を与えるということもありますが、消化器系感染症や食中毒などを媒介する危険性があることから、公衆衛生の面からも駆除が必要です。駆除に当たっては、生息場所を確かめ、掃除や食品、残飯などの管理をしっかり行った上で、薬剤を使うなどすると効果的です。また、薬剤の使用に際しては、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。

気温が高い時期、特に、
新築、改築、改装後の
建物は、換気を
励行しましょう



近年、建物の気密性が高くなったことや化学物質を放散する建材や内装材が使用されるようになったことなどによって、新築・改築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が生じ、その結果、居住者が様々な体調不良を訴えることが起きています。室内空気を汚染する化学物質は、一般的に、温度が高いほど放散量が多いといわれています。

夏期に、建物を長く締め切っていた時などは、十分、換気するよう心がけましょう。窓による換気は、場所がなるべく離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

みんなで参加 市民総社会参加活動

ガンバッテ!
きれいにしてお

統一日 **春 6月15日土 秋 11月16日土**
(春・秋ともに14時～16時)

市では「自然と調和し、潤いと活力にみちたやすらぎと交流の郷」づくりの一環として、市民総社会参加活動を実施します。

花苗の植え付け管理、空き缶拾い、清掃活動などにより、美しい環境とうるおいのある町づくりを進めたいと思います。市民の皆さんの積極的なご参加をお願いします。

なお、統一日を中心に各地区の実情に踏まえて実施をお願いします。

問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課【☎0837(52)5261】

平成30年度の 情報公開開示状況 個人情報開示状況 をお知らせします

●情報公開開示状況

平成30年度情報公開開示状況

情報公開制度は、市民の皆さんに市が保有している公文書（情報）を開示していく制度です。この制度により、市民の皆さんの積極的な市政への参加を促進し、よりいっそう開かれた市政の実現を目指しています。市が保有する公文書の開示請求は、どなたでもできますので、ぜひご利用ください。

実施機関	開示請求件数	開示決定件数			
		開示	部分開示	不開示	不存在
市長	15	8	7	0	2
議会	2	1	0	0	0
教育委員会	11	9	1	0	3
その他	16	14	2	0	1
合計	44	32	10	0	6

●個人情報開示状況

平成30年度個人情報開示状況

市の事務は、市民の皆さんの生活と直接結びついているものが多く、市民の皆さんのさまざまな個人情報を保有しています。市では、個人情報の保護を徹底するため、「美祿市個人情報保護条例」を制定し、市民の皆さんの個人情報の利用・収集は条例に定めたルールに従い、事務を行っています。

市民の皆さんは、市が保有するご自分の個人情報の開示、訂正、利用停止を請求することができます。

実施機関	開示請求件数	開示決定件数		
		開示	部分開示	不存在
市長	1	0	2	0
議会	0	—	—	—
教育委員会	0	—	—	—
その他	1	0	1	0
合計	2	0	3	0

※ 1件の開示請求に対し複数の決定の処理を行う場合や、開示請求を受けた年度と開示決定処理を行う年度が異なる場合等があるため、開示請求件数と開示決定件数の合計は一致しません。

問い合わせ先
総務課〔☎0837(52)1110〕

住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する補助制度について

市では、既存建物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に着工された建物の耐震診断、耐震改修事業を実施しようとする人に対して、診断員の無料派遣や、事業に要する費用の一部の補助を行います。

1. 補助内容について

	補助対象 ※1	項目	募集戸数 ※2	補助率	限度額
木造住宅	一戸建て木造住宅	耐震診断	5戸	耐震診断員の無料派遣制度を実施 ※3	100万円
		耐震改修	1戸		
多数利用建築物	病院・診療所・幼稚園・保育所・小中学校・高等学校・社会福祉施設等で一定規模以上のもの	耐震診断	1戸	2/3	100万円
緊急輸送道路沿道建築物	震災時に発生する緊急輸送を円滑に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）の沿道の建築物で、倒壊により道路を閉塞する恐れがあるもの（木造住宅を除く）	耐震診断	1戸	2/3	100万円

※1：市内にある昭和56年5月31日以前に着工されたもの

※2：申請受付期間内であっても募集戸数の上限に達した場合は受付終了となる場合があります。

※3：一戸建て木造住宅の耐震診断については、無料で耐震診断員を派遣しています。

2. 補助対象者 上記住宅・建築物を所有する人等で市税を滞納していない人

3. 募集期間 6月3日(金)～11月29日(金)

問い合わせ先 建設課〔☎0837(52)1116〕